

## 第7節 情報アクセシビリティの向上

障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。また、「読書バリアフリー法」の趣旨に基づき、県内の公立図書館等をはじめ、関係機関と密接に連携を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備促進に努めます。

### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、自分に必要かつ正確な情報を取得・利用することや、自分の意思を示し、他者とコミュニケーションをとることは、日常生活や社会生活を送るうえで必要不可欠なことです。

「障害者基本法」第3条第3号では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定されています。

このような中、視覚障がい者等の読書環境を整備促進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができるよう、「読書バリアフリー法」が令和元年に施行されたほか、障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を健常者と同様に得られるよう、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行されました。

このため、県では、障がい者のICT機器の利用機会拡大や活用能力の向上を図るため、「県障がい者ICTサポートセンター」を令和4年7月に開設し、相談支援や最新ICT機器の展示、利用体験会の開催など、障がい者の自立と社会参加の促進に取り組んでいますが、引き続き、障がい者が必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう、より一層情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

さらに、全ての県民が等しく読書に親しみ、読書を通じて豊かな人生を送ることができるよう、読書環境をサポートする人材の確保や読書提供サービスの充実、公立図書館等や点字図書館の利用に関する普及啓発など、視覚障がい者等の読書環境の整備促進に努めていく必要があります。

## 具体的取組み

### 1 行政情報のアクセシビリティの向上

- ① 行政情報の提供等に当たっては、字幕や音声等の適切な活用や、文字の大きさや字体、カラーユニバーサルデザインなどに配慮し、わかりやすい表現にするなど、多様な障がいの特性に応じた対応に努めます。
- ② 「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、誰もが利用しやすいホームページの作成及び運営に努めます。
- ③ 障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、政見放送や選挙公報等において、障がい特性に応じた情報提供に取り組みます。(再掲)

### 2 意思疎通支援の充実

- ① 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者、視覚障がい者向け代筆・代読支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員（ボランティア）等の養成及び資質向上に努めるとともに、各種大会や障がい者の日常生活の場面等への派遣を支援し、意思疎通支援の確保・充実に努めます。
- ② 障がい者に対応した情報機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、情報やコミュニケーションに関する情報機器の活用方法等の生活訓練を行います。
- ③ 視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、県視聴覚福祉センターにおいて、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行います。
- ④ 障がい者のICT機器の利用機会拡大や活用能力の向上を図るため、県障がい者ICTサポートセンターにおいて、相談支援や最新ICT機器の展示など総合的なサポート機能の更なる充実に努めるとともに、中間支援者養成研修会の開催等に積極的に取り組みます。
- ⑤ 身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成について、全国共通の制度として実施するよう国に要望するとともに、引き続き、市町と協力して助成を行います。(再掲)

### 3 読書バリアフリーの推進

#### (1) 読書環境をサポートする人材の確保や養成

- ① 視覚障がい者等が利用しやすい書籍等（以下「アクセシブルな書籍等」とい

う。)を制作する点訳奉仕員や音訳奉仕員の確保に取り組むとともに、技術向上に向けた研修等を行います。

- ② アクセシブルな書籍等の製作人材の確保のため、点訳奉仕員や音訳奉仕員の日頃の活動等を広く周知することにより、特に若い世代が製作に興味や関心を抱くきっかけづくりに取り組みます。
- ③ 読書活動をサポートする読み聞かせボランティア等の人材の確保や養成に積極的に取り組むなど、障がい等のある方の読書活動に関する人材の掘り起こしに努めます。
- ④ 公立図書館等や学校図書館において、様々な障がいの特性や障がい者サービスへの理解促進に取り組むとともに、読書支援機器の使用方法等の研鑽に努め、職員の資質向上を図ります。

## **(2) 障がい等のある方が利用しやすい書籍等の充実**

- ① 障がいの特性やニーズに応じて、点字図書や音訳図書、LLブック(やさしく読みやすい本)、大活字本、デイジー図書(デジタル録音図書)等の収集や製作を行うとともに、製作した資料データをサピエ図書館と共有するなど、アクセシブルな書籍等の更なる充実を図ります。
- ② 各図書館が協力し、県内にある資料を広く利用できるよう、アクセシブルな書籍等の相互貸借を引き続き行います。

## **(3) 読書環境の整備**

- ① 県立図書館において、引き続き施設のバリアフリー化に努めるとともに、障がいの特性やニーズに応じたアクセシブルな書籍等のコーナーの設置のほか、拡大読書器等の読書支援機器の整備拡充に努めます。
- ② 県視聴覚福祉センターを中心に、アクセシブルな書籍等の郵送サービスの充実に努めます。
- ③ 県内の公立図書館等におけるサピエ図書館(全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネットによる視覚障害者情報総合ネットワーク)の活用を推進するため、様々な機会を通じて情報提供を行っていきます。
- ④ 学校図書館を活用した読書支援を充実させるため、学級担任や通級による指導担当者、特別支援教育コーディネーター等の教職員間の連携強化や障がいのある児童生徒が図書館の利用に関して学ぶ機会を設けることの重要性等について、周知・啓発を図ります。

#### **(4) ICT機器の習得支援及び情報の入手支援**

- ① 県障がい者ICTサポートセンターを中核として、各関係機関が連携を図り、相談対応や訪問支援を重ねながら、拡大読書器や文字読上げ装置などのICT機器のほか、各種アプリの体験利用や習得支援を積極的に行うことにより、視覚障がい者等に対して、多様な読書手段の周知に取り組みます。
- ② ICT機器を活用して、視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境の充実を図り、各図書館がインターネット等で提供しているサービスや案内を周知することで、更なる図書館の利用を促進します。

#### **(5) 図書館の情報発信や関係機関の連携体制の構築**

- ① 県内の公立図書館等や点字図書館は、障がい者本人のみならず、その家族や支援者の方々に向けて、あらゆる機会を通じて、図書館で実施している様々なサービスの内容や利用方法等を発信するとともに、ウェブアクセシビリティ規格に配慮のうえ、運営するホームページ等の更なる改善に取り組みます。
- ② 各図書館や関係団体等がより一層連携して、読書活動を支援することにより、個々の障がい特性に応じた読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ③ 「愛媛県子ども読書活動推進計画」との整合性を図りながら、連携した取組を実施することで、読書バリアフリーの推進を図ります。

## 第8節 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り共に学びながら、それぞれの年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、一人ひとりを見つめる特別支援教育の一層の充実を図ります。

### 現状と課題

我が国では、「障害者権利条約」を平成26年に締結しましたが、それに先立ち、平成23年に「障害者基本法」を改正し、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことを目的としたうえで、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みを進めることとしています。

この実現のためには、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う、自立と社会参加に向けた特別支援教育の一層の推進が必要となっています。

本県では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の在籍者、通級による指導を受けている児童生徒数は依然として増加しており、障がいの重度化・重複化、多様化が進む傾向にあります。また、小・中学校、高等学校等の通常の学級に通う学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）といった発達障がいのある児童生徒への対応が、学校現場の課題として顕在化するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に、きめ細かな教育が提供できる体制づくりが求められています。

そこで、これまで県では、県立特別支援学校の教育環境の整備や教育内容の質の向上を図るとともに、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校全てにおいて、特別支援教育校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等による校内支援体制の整備を図るほか、教職員の資質向上、家庭や地域、関係機関との連携協力体制の構築等に取り組んできました。

今後とも、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実を図っていきます。

### 具体的取組み

#### 1 インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実

##### (1) 学校や家庭、関係機関が連携した早期からの支援体制の構築

- ① 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が

一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。(再掲)

- ② 外部人材を活用した教職員研修の実施や関係機関との連携協力により、特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育地域リーダー派遣の充実を図り、小・中学校等への支援の拡充に取り組みます。

## **(2) 一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実**

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校及び高等学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」それぞれの充実を図ります。
- ② 障がいのある幼児児童生徒に対する合理的配慮については、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図ったうえで、体制面、財政面等を勘案して、提供することに努めます。
- ③ 「えひめ特別支援パッケージ」(個別の教育支援計画や個別の指導計画等作成支援ツール)の利用を促進し、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図るとともに、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関との連携の下、幼児期から学校卒業後まで切れ目ない支援の体制構築を行います。

## **(3) 自立と社会参加を促進するキャリア教育の推進**

- ① 企業や労働・福祉等関係機関と連携し、障がいの状態や発達の段階に応じたキャリア教育に早期の段階から卒業まで一貫して取り組み、希望する進路の実現につなげます。
- ② 県内企業等と連携して、雇用情勢や企業のニーズを踏まえた「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」を実施し、特別支援学校高等部卒業生の職業的自立を促進します。

## **(4) 共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進**

- ① 障がいのある子どもに対する早期からの教育相談・支援や専門家からの意見聴取を行い、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学先を決定する体制づくりに取り組みます。また、適切な「学びの場」の選択に関する情報等の周知に努めます。
- ② 「心のバリアフリー」の実現に向け、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が行う交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民と活動を共にする機会を積極的に設け、相互理解の促進を図ります。

## **2 教育環境の整備・充実**

### **(1) 学校環境の整備・充実**

- ① 知的障がいのある児童生徒を対象とする松山城北特別支援学校（仮称）を松山市に開設するほか、在籍幼児児童生徒数の増減や障がいの状態に柔軟に対応できるよう特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。
- ② 障がいのある幼児児童生徒の教育機会の確保やコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書をはじめとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の活用も含め、一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズに応じた支援機器の活用を推進します。
- ③ 特別支援学校及び小中学校等に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対応するため、適切な看護師の配置や、看護職員等研修による専門性の向上を図るほか、たん吸引等を実施できる教員の養成を進めます。（再掲）

### **(2) 特別支援教育に関する教職員の資質向上**

- ① 管理職や特別支援教育に関わる教員に対して、体系的な研修を実施するほか、大学院等への教員派遣や特別支援教育に特化した教員免許状取得推進を図ることとで、特別支援教育に関する専門性と指導力向上に努めます。
- ② 全ての教職員が特別支援教育に関して、一定レベルの知識・技能を習得できるよう研修内容の充実を図ります。

## 第9節 雇用・就業、経済的自立の支援

雇用・就業対策は、障がい者の地域生活を支える重要な柱の一つであり、働く意欲のある障がい者の雇用や就業を促進するため、能力、適性に応じた雇用・就業機会の拡大、職業能力開発等について、労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携により支援を行います。

### 現状と課題

障がい者が、地域において自立して生きがいのある生活を送ることができるようにするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、その前提として、障がい者がその適性に応じて能力を最大限に発揮して働くことにより社会参加できる環境を整備するなど、関係機関の連携による一体的・総合的な支援が求められています。

このため、障がい者の雇用、職場定着等に向けた労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携・支援体制を構築したうえで、企業における障がい者雇用への理解と取組みの促進、障がい者の職業能力開発の推進、労働条件や人権に配慮したうえでの障がい者の能力や特性等に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保等に取り組む必要があります。

また、企業などでの一般就労が困難な障がい者にとっては、障害福祉サービスとして提供される就労継続支援事業所での就労などの福祉的就労は、働く実感や喜びなど生きがいを得る場として重要な役割を果たしていることに加え、一定の収入を確保することで自立した生活を送ることができることから、工賃の引き上げに向けた取組みが必要です。

県内企業における障がい者就職件数は年々増加しており、障害者雇用率は令和5年6月時点で2.51%と過去最高を記録し、法定雇用率を達成しましたが、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的な引上げが予定されていることから、今後も引き続き、障がい者雇用の促進に取り組む必要があります。

なお、県においては、障がい者雇用の拡大に向けた各種取組みを積極的に進めており、法定雇用率は達成していますが、公的機関は民間企業に率先して障がい者雇用を進める立場であることから、引き続き、障がい者の雇用拡大と職場定着のための体制整備に努める必要があります。

### 具体的取組み

#### 1 総合的な就労支援

- ① 福祉、教育、医療等から雇用への移行を一層推進するため、県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、



障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を積極的に実施します。

- ② 愛媛労働局や愛媛障害者職業センターが実施する障害者トライアル雇用やジョブコーチ（職場適応援助者）等の制度を周知するとともに、障がい者と企業のマッチングや障がい者雇用企業への見学会、特別支援学校による職場体験としての現場実習等を通して、企業の障がい者雇用への理解促進や障がい者の就労を支援します。
- ③ 産業技術専門校では、コーチ、コーディネーター、求人開拓員、精神保健福祉士等の専門スタッフを配置し、障がい者が住む身近な地域で企業、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等に委託して多様な職業訓練を実施することで、障がい者の職業能力の開発・向上を図ります。
- ④ 一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等において、障がい者雇用に積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等を推進します。
- ⑤ 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、市町や関係機関と連携して、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- ⑥ 障がい者本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援により、市町や関係機関と連携しながら、本人の就労先・働き方についてのより良い選択を推進します。
- ⑦ 特別支援学校卒業生の企業への就労を進めるため、労働機関、福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人ひとりの将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後までを通じた適切な支援を行います。

## **2 経済的自立の支援**

- ① 障害年金等の受給資格を有する障がい者が、制度の不知・無理解により年金等を受け取ることができないことがないように制度の周知に努めます。
- ② 心身障害者扶養共済制度（条例に基づいて心身障がいのある方に対して終身一定額の年金を支給する制度）の広報・啓発を行うことにより、加入を促進し、制度の維持・活用を図ります。
- ③ 県が所有・管理する施設の利用等に当たり、障がい者にとっての必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。
- ④ 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づいた取組みを推進します。

### **3 障がい者雇用の促進**

- ① 障がい者の雇用促進を効果的に行うため、障がい者の職業生活全般にわたり労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関が連携を図りながら施策を推進します。
- ② 障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障がい者を積極的に雇用する企業に対する顕彰制度のほか、障がい者を雇用する義務のある企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた取組みを推進するよう働きかけ、併せて、各種助成金や支援措置の周知及び障がい者雇用に関するノウハウの提供等を行います。
- ③ 障がい者の職場見学、実習及び就労先受入企業の開拓、企業への障がい者雇用に対する理解促進を図り、障がい者と企業とのマッチングを支援します。
- ④ 県の物品調達等において障がい者を雇用する企業に対する優遇措置を実施し、県内企業の障がい者雇用を促進します。
- ⑤ 精神障がい者について、関係機関と連携のうえ、企業に対して精神障がいに関する理解の促進を図るとともに、雇用の促進や職場定着等、雇用の安定について周知・啓発を行います。
- ⑥ 県の機関においては、民間企業に率先して障がい者雇用を進める立場であることから、法定雇用率の段階的な引上げに対しても計画的な採用を継続するとともに、障がいのある職員が安心して働き、活躍しやすい職場づくりに向けた取組みを進めることで、障がい者雇用の積極的な推進と職場定着のための体制整備に努めます。
- ⑦ 県では、常時勤務による就労に不安がある障がい者を最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供する「えひめチャレンジオフィス」を通じて、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援します。

### **4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保**

- ① 精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化について、ハローワーク等関係機関と連携して取り組むとともに、採用後に障がいを有することとなった方についても、円滑な職場復帰及び定着等、雇用の安定について支援します。
- ② 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障がい者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。
- ③ 難病患者の雇用の促進のため、難病相談支援センターやハローワーク等の関係機関が連携し、就労における相談、情報提供等を行います。
- ④ 障がいの状態等により、一般就労への移行が困難な人の働く機会を確保する

ため、農福連携による農業分野等での就労促進に努めます。

- ⑤ 重度障がい等により常時介護を要する方への就労支援の在り方について、国の検討状況等を踏まえ、適切な対応に努めます。

## **5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保**

- ① 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るために「愛媛県調達方針」を定め、全庁的に、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。
- ② 県庁舎内や県・関係団体が主催する行事等において、物品の販売機会を確保することに配慮し、一般県民からの調達機会の確保に努めます。
- ③ 障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、障害者就労施設等からの調達を全県的に推進します。

## **6 福祉的就労の底上げ**

- ① 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づいた取組みを推進します。（再掲）
- ② 地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動、小規模作業所における生きがいづくりや仲間づくり等を支援し、日常生活の充実や社会参加の促進を図ります。

## 第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興

芸術文化活動やスポーツ、生涯を通じた多様な学習活動などは、障がいの有無にかかわらず、日常生活の中でゆとりと生きがいを持って充実した生活を送るために必要不可欠なものであることから、その活動を支援するとともに、環境整備を推進し、障がい者の社会参加の促進に努めます。

### 現状と課題

芸術文化を創造し、享受することは、障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、地域において、障がい者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障がいへの理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため、重要なことです。

国においては、芸術文化活動の振興を図るため、平成30年に「障害者文化芸術活動推進法」を施行、平成31年に「障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定しました。

本県では、令和元年6月に、障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「県障がい者アートサポートセンター」を設置し、毎年度、「障がい者芸術文化祭」を開催しているほか、芸術文化活動が障がい者の経済的自立につながるようアート作品の商品化支援にも取り組んでおり、引き続き、障がい者の芸術文化活動を支援し、生きがいづくりと社会参加を一層促進していくことが必要です。

また、スポーツは、障がい者にとって健康の保持増進及び身体的機能の回復・向上だけでなく、自立と社会参加を図るうえで大きな役割を果たしており、「スポーツ基本法」の基本理念では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と定められています。

平成29年に本県で開催した第17回全国障害者スポーツ大会「<sup>えがお</sup>愛顔つなぐえひめ大会」は、障がい者スポーツの意義や素晴らしさを共有し、障がい者に対する理解と交流の輪が広がる大会となりました。本大会や令和3年に開催された東京パラリンピック競技大会で高まった関心を一過性のものとせず、普及啓発等に積極的に取り組み、県民の障がい者に対する理解を深め、スポーツ等を通じた障がい者の社会参加について一層の推進を図ることが重要です。

また、近年のコロナ禍で、選手や競技団体における活動の低下が見られたことから、スポーツ意欲の向上を図るため、より多くの障がい者に身近な地域でスポーツを楽しめる機会を提供するほか、夢や希望を与え憧れとなるようなトップアスリートを輩出する必要があります。

障がい者が芸術文化活動やスポーツ、生涯を通じた多様な学習活動などの様々な社

会活動に参加することは、生活を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めるものであることから、その活動を支援するとともに、環境整備を推進していく必要があります。

## 具体的取組み

### 1 芸術文化活動の推進

- ① 障がい者が芸術文化活動に親しむことができるよう、障がい者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設・設備の整備等を推進します。
- ② 障がい者芸術文化祭の開催等により、作品展や舞台公演などの発表の機会を確保するとともに、障がいの有無にかかわらず参加者の輪を広げ、芸術文化活動を通じた地域との交流を促進します。
- ③ 県及び市町広報等により、全国障害者芸術・文化祭や県民総合文化祭、障がい者芸術文化祭や市町における芸術文化活動への参加を呼びかけるとともに、障がい者の参加しやすい環境整備を促進します。
- ④ 民間支援団体と協働し、芸術性の高い作品や作者を発掘するとともに、これらの作品や作者に対して発表の機会を確保します。
- ⑤ 障がい者の芸術文化活動が経済的自立にもつながるよう、県内企業との連携により、障がい者アートの商品化を支援します。
- ⑥ 障がい者のニーズに応じた芸術文化活動を支援する人材の育成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり、情報収集・発信等を行い、障がい者の芸術文化活動に対する支援体制の充実を図ります。
- ⑦ 生涯学習活動などを通じて、芸術文化活動等に自ら参加する障がい者の意識啓発を図ります。
- ⑧ 障がい者福祉推進愛媛県大会や視覚障がい者文化祭等、障がい者自身や障がい者関係団体による様々な芸術文化活動に関する取組みを支援し、障がい者の芸術分野における裾野の拡大を目指します。
- ⑨ 福祉施設、教育機関等における障がい者の創作的活動等の芸術文化活動を充実させます。

### 2 スポーツ等の振興

- ① 県障がい者スポーツ大会を更に充実させるとともに、全国障害者スポーツ大会など全国レベルの各種競技大会、パラリンピックなどの国際大会へ積極的に選手を派遣します。
- ② 身近な地域でスポーツやレクリエーションを楽しめる環境を整備するなど、障がい者のスポーツ分野における裾野の拡大を目指します。

- ③ 持続的な障がい者スポーツ振興のため、核となる県障がい者スポーツ協会の運営を支援し、各障がい者スポーツ団体の体制強化を図ります。
- ④ 全国レベルの障がい者スポーツの審判員及び障がい者スポーツ指導員の養成を推進するとともに、競技団体等と連携しながら指導員の活躍の場を広げていきます。
- ⑤ 障がい者団体や特別支援学校、競技団体等とのネットワークを活用しながら、選手及びチームの積極的かつ主体的な活動を支援し、競技力の向上を図ります。
- ⑥ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催で培った選手の育成・強化を礎に、パラリンピック・デフリンピック競技大会等の国際大会で活躍できる本県選手の発掘・育成に努めます。
- ⑦ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に深まった障がい者理解の機運を更に拡大させるため、障がい者を支援するサポーターの育成等に努めます。
- ⑧ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、育成強化を図った手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援について、市町と連携して、一層の充実を図ります。
- ⑨ 障がい者の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション活動を推進し、環境設備や必要な支援を行います。
- ⑩ eスポーツなどの障がい者と健常者の区分のないスポーツを推進します。

### **3 生涯を通じた多様な学習活動の推進**

- ① 障がい者を含めた県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる学習機会の確保や学習情報の提供に努め、障がい者の主体的な生涯学習を総合的に推進します。
- ② 障がい者が生涯学習活動に気軽に参加できるよう、障がい者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設・設備の整備等を推進します。
- ③ 県立図書館において、引き続き施設のバリアフリー化に努めるとともに、障がい者の特性やニーズに応じたアクセシブルな書籍等のコーナーの設置のほか、拡大読書器等の読書支援機器の整備拡充に努めます。(再掲)
- ④ アクセシブルな書籍等を制作する点訳奉仕員や音訳奉仕員の確保に取り組むとともに、技術向上に向けた研修等を行います。(再掲)

## 第11節 国際交流の推進

国際化が進む今日、国際交流・国際協力は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を高めるために、重要なものであることから、障がい者の国際交流の推進、地域に住む外国人との交流の促進等に努めます。

### 現状と課題

昭和56年の「国際障害者年」を契機として、「国連・障害者の十年（1983～1992年）」に続く取組みとして、「アジア太平洋障害者の十年（当初1993～2002年、二度の延長により現在は2013～2022年）」や、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」など、国際的な取組みが相次いで実施され、障がい者施策においても、国際交流・国際協力の推進が求められております。

障がい者をはじめ県民全てが、国際社会の一員として、国際的な視野を持って障がい者を取り巻く様々な問題に取り組み、また、国際性豊かな人づくりを進めるために、なお一層の国際交流・国際協力の推進が必要です。

### 具体的取組み

#### 1 障がい者の国際交流の推進

国の施策との連携を図りつつ、障がいに関する国際会議、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスなどの障がい者の国際スポーツ大会への参加などを通じて、障がい者の国際交流・国際協力の推進に努めます。

#### 2 地域に住む外国人との交流の促進等

障がいのある外国人に対しては、適切な保健福祉サービスの提供に努めるとともに、障がい者と地域に住む留学生をはじめとする外国人との交流会の開催など、地域における相互理解の促進のため、民間の国際交流団体の活動を支援します。